

すみだ子育て・子育て応援宣言

墨田区次世代育成支援行動計画

概要版



平成 17 年 3 月

墨 田 区

子どもたちの未来に向けて

「すみだ子育て・子育て応援宣言－墨田区次世代育成支援行動計画－」は、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境整備を図るうえで、墨田区としての指針を定めるものです。

この計画を策定するにあたっては、公募の区民の方や、子育て支援、青少年育成の現場で活動をされている方々などを委員とする「墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会」を組織し、さまざまなご意見やご要望をお聞きしながら、検討を進めてまいりました。さらに、地域協議会委員による検討のほか、子育て中の区民の皆様との地域懇談会などを開催し、広く区民の皆様のご意見も伺ってまいりました。そういう意味で、この計画は、区民と行政とのパートナーシップにより策定した計画であると考えております。

行動計画には、新たに実施する地域の中での子育て支援策をはじめ、保育園の待機児解消策、要保護児童対策、青少年対策など163の事業に取り組み、これらの事業の推進により、18歳未満の人口を1割増加させる目標も掲げました。

子どもは家族の宝であるとともに、地域や社会の宝です。「すみだ子育て・子育て応援宣言」という表題には、子ども自身が持っている生きる力、育つ力を最大限尊重しながら伸ばすとともに、すべての子育て家庭を地域ぐるみで応援していこうという熱い思いが込められています。

すみだの子どもたちの健やかな成長を願い、また、明日のすみだを担う子どもたちの未来のために、すべての関係者と連携して計画の着実な推進を図ってまいりたいと思います。

平成17年3月

墨田区長 山崎 昇

すみだ子育て・子育て応援宣言－墨田区次世代育成支援行動計画－によせて

ここに、「すみだ子育て・子育て応援宣言－墨田区次世代育成支援行動計画－」が、多くの区民、関係者の参加のもとで策定されたことをとてもうれしく思います。

わが国においては、もともと子育て・子育ては家庭や地域社会による互助で担われており、そうした社会では、社会が子育てを支援する必要もありませんでした。しかしながら、高度経済成長期を経て、私たちの社会は地域におけるお互いのつながりと助けあいを失っていきました。この結果、子どもの育ちや子育てが急速に閉塞的な状況に追い込まれることとなり、少子化や子ども虐待などさまざまな社会問題が生じることとなりました。子育てもなかなか楽しめなくなってきました。

こうした状況に対応するためには、かつて地域社会が担っていた子育て・子育ての機能を社会の仕組みとして組み入れ、地域の人と人とのつながりを新しい形で再生していくことが必要となってきます。つまり、子どもが育つことや子どもを生み育てるという営みを、社会全体で応援していくことが必要とされているのです。

このため、政府は地域における子育て支援事業を法定化し、それらを計画的に進める次世代育成支援対策推進法を制定し、子ども・子育て応援プランも策定しました。ここに公表する計画は、この法律に基づき、墨田区が、法律に定められた本協議会の参加を得ながら策定した子育て・子育て計画となります。

昨年5月に誕生した墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会は、公募区民や関係者など28名で構成され、その都度、区が作成する原案に対して議論や提言を行ってきました。きめ細かい議論を行うため分科会・作業部会方式を採用し、また、区民との懇談会も随時進めてきました。計画が策定されるまでに、本協議会が3回、分科会が各4回、作業部会が2回、区民懇談会も4回開催されました。

その間の協議会委員の計画に込めた願いを、行動計画の巻末に集めています。私たちの熱い思いを感じとっていただければ幸いです。この計画により、子育て・子育て支援に係る区民共通の基盤ができました。しかし、実行はこれからです。この計画の推進を見守り、随時、必要な改善を加えていくための区民による推進組織の設置も、本計画に盛り込まれています。

子どもは私たちおとなが次の時代に贈る生きたメッセージであり、子育ては墨田区の次世代を育てる営みでもあります。「子はかすがい」といわれますが、子育ては、人と人をつなぎ、また、時代と時代を結ぶかすがいの役目を担う大切な営みといえるでしょう。

ぜひ、区民の皆さん一人ひとりがこの「子育て・子育て応援宣言」をお読みいただき、今後もお意見をお寄せいただきたいと思います。もちろん、子どもたちからの意見も大歓迎です。区民一人ひとりの積極的な参加が、この計画をよりよいものにしていくのだと思っています。

平成17年3月

墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会会長

柏女 霊峰

すみだ子育て・子育て応援宣言
－墨田区次世代育成支援行動計画－

概要版目次

I	計画策定の基本的な考え方	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画期間	2
4.	計画の策定体制	2
II	墨田区の子どもと家庭を取り巻く現状と課題	3
III	計画の基本理念	5
IV	基本理念に基づく5つの宣言	6
V	施策の体系	8
VI	10年後の目標	10
VII	重点的に取り組む施策	11
VIII	施策の展開	12
1.	すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てできるよう、 サービスを充実します	12
2.	子どもたちをたくましく心豊かに育てます	16
3.	地域ぐるみで子育てを見守り・協力しあいます	18
4.	個別の支援が必要な子どもとその家庭をきめ細かくサポートします	20
5.	子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境をととのえます	24
IX	計画の推進にむけて	26

I 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

日本全体の出生数は年々減少し続けており、少子化に歯止めがかからない状況が続いています。このままでは総人口は平成 18 年をピークとして減少に転じ、「人口減少社会」へ突入することが確実な状況です。

墨田区における合計特殊出生率は、平成 15 年時点で 1.08 と全国平均を大幅に下回る状況にあり、少子化問題は、多くの区民が社会や地域全体で解決すべきと感じている、重要な課題となっています。さらには、核家族化、働き方などライフスタイルの多様化、地域の人間関係の希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、近年厳しさを増しており、子どもや子育て家庭に対する地域社会の支援のあり方を再構築していくことが求められています。

「すみだ子育て・子育て応援宣言－墨田区次世代育成支援行動計画－」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、成長することができる地域づくりをめざして、区民、関係機関、区が協働で策定したものであり、今後墨田区が取り組むべき施策の方向性を明確にし、それらの施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

2. 計画の位置づけ

「すみだ子育て・子育て応援宣言－墨田区次世代育成支援行動計画－」は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画として、次代の社会を担う子どもと子育て家庭に対する支援策や、子どもを取り巻く環境整備を図るための施策を体系的に定めるものです。

本計画は、墨田区における、子どもと子育て家庭への支援を総合的に進めていくための基本計画であり、母子保健計画と母子家庭及び寡婦自立促進計画を包含するものです。

また、墨田区基本構想が掲げる基本理念及び都市像を実現するための「墨田区基本計画」（平成 13 年度から平成 22 年度）との整合性を図るとともに、墨田区における福祉保健分野の基本計画である「墨田区地域福祉計画」や各分野別計画との調整を図るものとします。

3. 計画期間

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 か年を、前期計画の計画期間とします。

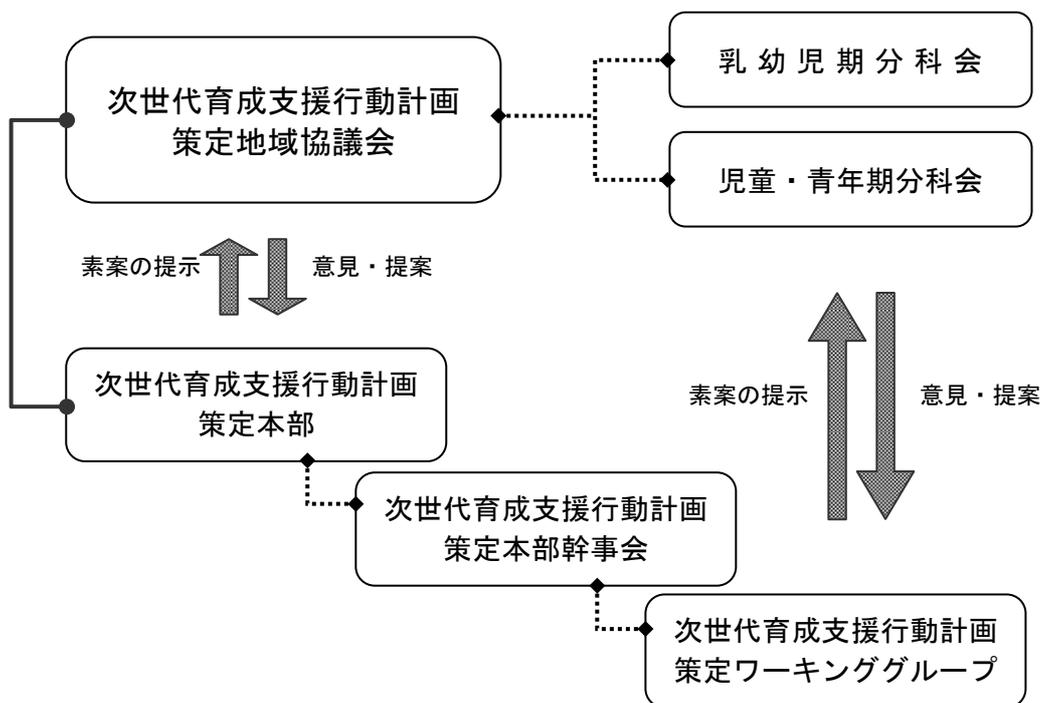
また、平成 21 年度までには必要な見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする後期計画を策定します。

4. 計画の策定体制

本計画は、学識経験者、公募の区民をあわせた 28 名で構成される「墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議会」及びその下部組織である 2 つの「分科会」の協議・検討を通じて、策定を行いました。

また、区民の意見の計画への反映を図るため、計画の策定に先立ち、平成 16 年 1 月に、区民の意見を把握するための調査（墨田区次世代育成支援のための調査）を実施しました。計画策定の過程においては、子育て中の区民と協議会（分科会）委員、区が意見交換をする場として区民懇談会を開催し、次世代育成支援に関する区民の意見の把握に努めました。

庁内においては、関連部課の代表で構成される「墨田区次世代育成支援行動計画策定本部」「墨田区次世代育成支援行動計画策定本部幹事会」「墨田区次世代育成支援行動計画策定ワーキンググループ」を設置し、関連部署間との連絡調整等を密にして、全庁をあげた取り組みを進めました。

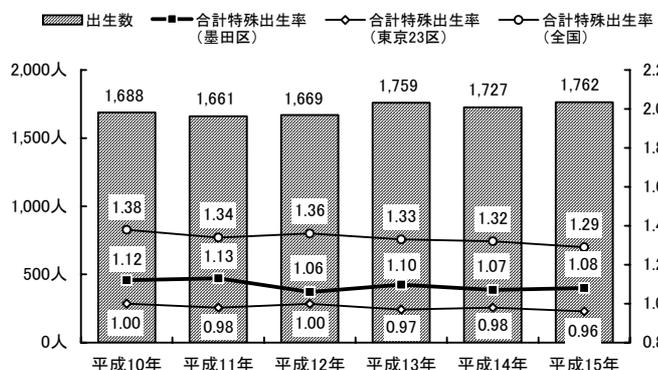


Ⅱ 墨田区の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

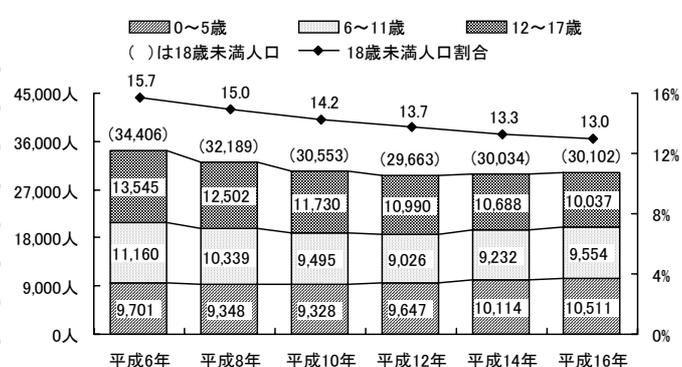
少子化の動向は・・・

墨田区においても少子化は進行しています。一人の女性が生涯に生む平均子ども数を表す合計特殊出生率は、平成15年時点で1.08と、全国平均を大きく下回る状況にあります。18歳未満の子ども人口は平成16年4月1日現在30,102人、総人口に占める割合は13.0%と、東京23区平均に比べても低い割合です。

出生数と合計特殊出生率の推移



子ども人口の推移

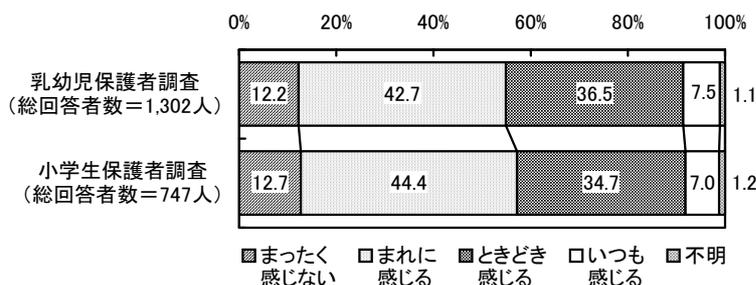


子育て家庭を取り巻く状況は・・・

墨田区における子どものいる世帯の家族類型は、東京23区と比べると三世帯世帯の割合が高いことが特徴ですが、9割近くが核家族世帯です。自営業が多い墨田区では、出産・子育て期にあたる25～39歳の女性の就業者率が、東京23区平均と比べて高くなっています。

調査結果によると、乳幼児・小学生の保護者の4割台が、子育てに対して自信がないと感じると回答しています。

子育てに対する不安感



「墨田区次世代育成支援のための調査報告書」(平成16年3月)より

子どもを取り巻く状況は…

中学生の平日の放課後の過ごし方は、「学校にいる」「友だちと遊ぶ・でかける」といった過ごし方が多い一方、「ひとりで家にいる・でかける」とする回答も4割近くにのぼっています。友だちとの遊び場・でかけ先は、「友だちの家」が最も多く、「近くの公園や広場など外」とする回答は3割弱でした。

高校生等の将来の結婚や子育てに関する希望をみると、8割強が『結婚したい』、7割強が『2人以上子どもをほしい』と回答する結果となりました。

今後の課題は…

- ◆ 価値観が多様化している中、結婚や出産は当事者の選択に委ねられるものですが、子どもを生み育てたいと考えている人がそれを実現できるよう、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備していく必要があります。
- ◆ 子どもの頃から、男女が協力して家庭をもつこと、子どもを生み育てることの意義や大切さを伝えていく取り組みを推進する必要があります。

- ◆ 子育ての不安感や負担感の軽減を図るため、男性の子育て参加の促進や親の子育て力の育成にむけた取り組みを推進するとともに、地域ぐるみで子育て支援を展開するなど、子育て家庭を社会全体で支えていくことが求められます。
- ◆ 働きながら子育てをしている人が子育てと仕事の両立を図ることができるよう支援していく必要があります。

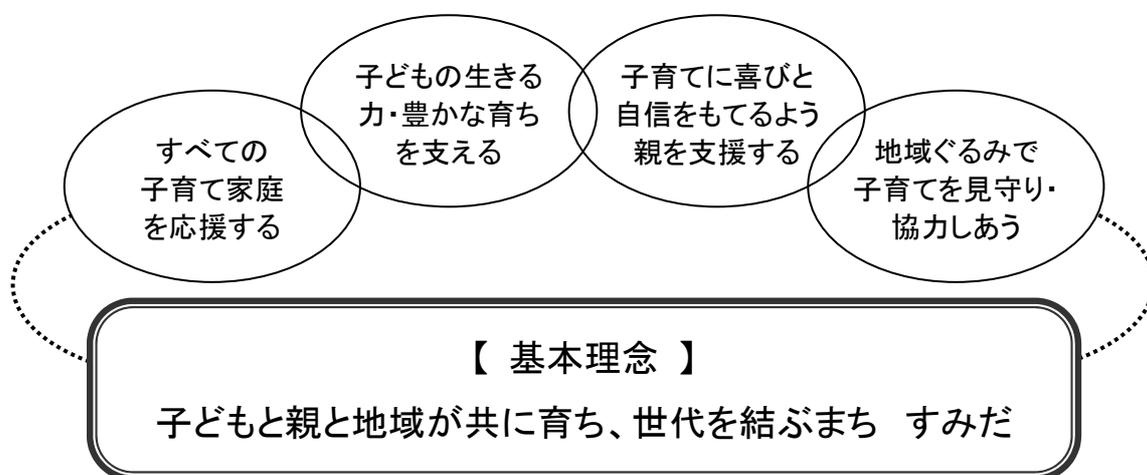
- ◆ 次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つよう、地域環境、教育環境の整備や、多様な取り組みを展開していく必要があります。
- ◆ 子どもたちが将来結婚し家庭を築きたい、子どもを育てたいという希望を持ち続け、また叶えることができるような社会づくりを進めていく必要があります。

Ⅲ 計画の基本理念

子どもや子育て家庭を支援していくにあたっては、子どもを社会の一員として認め、一人ひとりが健康で、幸せに育つことを第一に考えながら、

- 共働き家庭、専業主婦家庭など、多様な家庭の状況に対応し、「すべての子育て家庭を応援する」ことが重要です。
- 次代を継承していく「子どもの生きる力・豊かな育ちを支えていく」ことが重要です。
- 親やこれから親となる人たちが「子育てに喜びと自信をもてるよう、その成長を支援していく」ことが重要です。
- “すみだ”ならではの地域の人と人とのつながりを再生し、「地域ぐるみで子育てを見守り・協力しあう」ことが重要です。

これらの視点を踏まえ、墨田区においては次の基本理念を掲げ、区民、関係機関、区の協働のもと、計画の推進を図っていきます。



Ⅳ 基本理念に基づく5つの宣言

宣言① すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てできるよう、サービスを充実します

地域への多様な保健サービス、子育て支援サービス等の整備と、利用しやすいしくみづくりを進め、すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てできるよう、応援していきます。

【 具体的な方向性 】

- (1) お母さんと子どもの健康づくり
 - (2) すべての子育て家庭が利用できる子育て支援サービスの充実
 - (3) 保育園等の保育サービス・幼稚園の充実
 - (4) 利用者の視点に立った情報の発信
 - (5) 子育て家庭への経済的な支援
-

宣言② 子どもたちをたくましく心豊かに育てます

未来のすみだを担う子どもたちが、たくましく心豊かに育つよう、生きる力や豊かな人間性を育む地域環境、教育環境の整備を進めます。

【 具体的な方向性 】

- (1) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会づくり
 - (2) 子どもの生きる力の育成にむけた教育環境の整備
 - (3) 子どもの心とからだの健康づくり
-

宣言③ 地域ぐるみで子育てを見守り・協力しあいます

子どもとともに親も成長していくことができるよう、親としての役割を学習する機会を充実させていきます。また、地域相互の信頼感やつながりを育て、区民一人ひとりが地域の一員として「子育て」に役割を見出し、見守り・協力しあっているまちづくりを進めます。

【 具体的な方向性 】

- (1) 親同士のつながりと子育て力を育む場・機会づくり
 - (2) 地域の子育て力の育成と協働
 - (3) 子育て・子育て支援ネットワークの構築
-

宣言④ 個別の支援が必要な子どもとその家庭をきめ細かくサポートします

ひとり親家庭や障害児のいる家庭、虐待を受けた子どもとその家庭など、個別の支援が必要な子どもとその家庭に対するきめ細かな対応を図っていきます。

【 具体的な方向性 】

- (1) ひとり親家庭の自立支援
 - (2) 障害のある子どもの発達と成長支援
 - (3) 虐待の防止及び虐待を受けた子どもとその家庭への支援
 - (4) 不登校、非行等の問題を抱える子どもとその家庭への支援
-

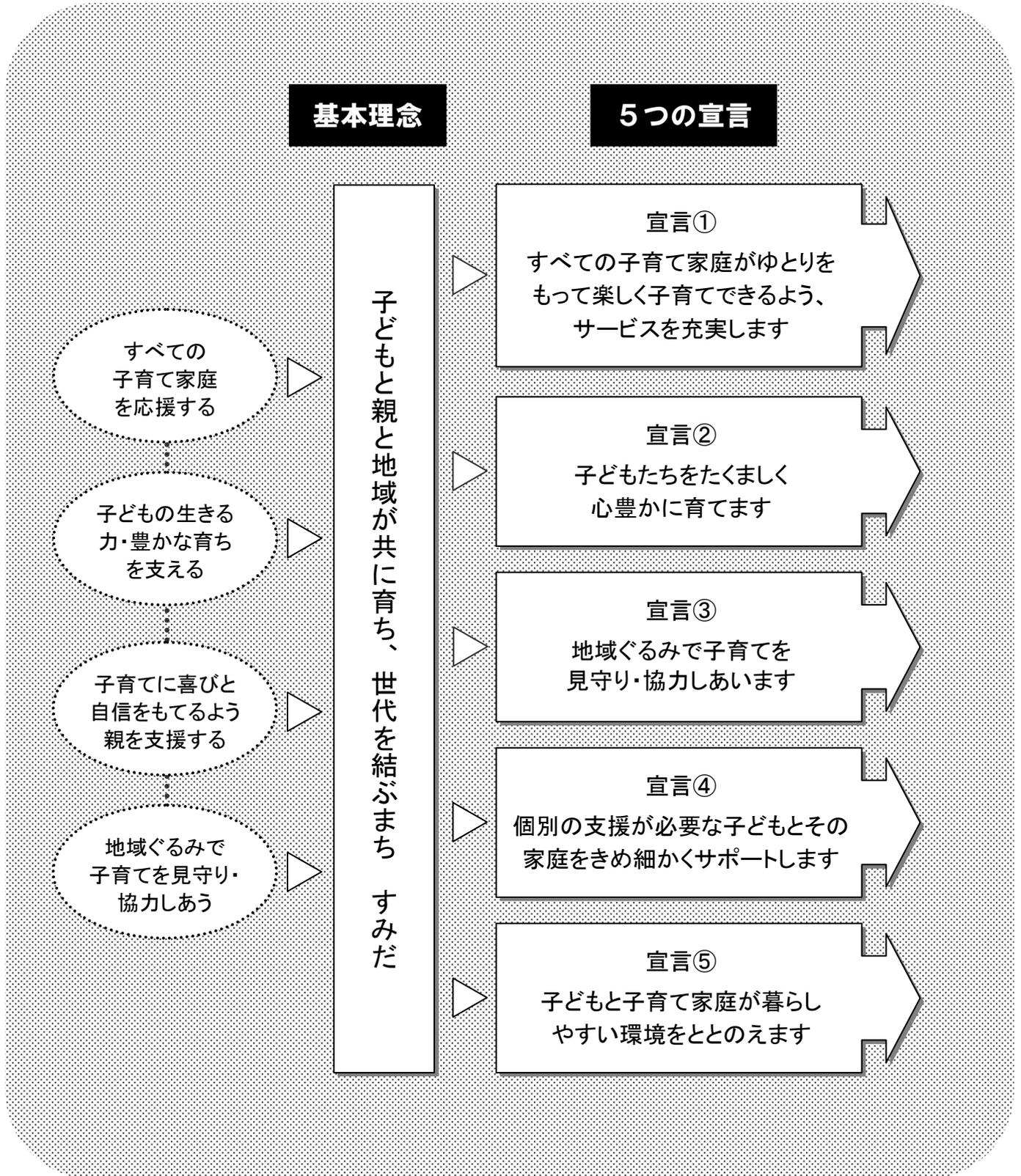
宣言⑤ 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境をととのえます

男女がともに自分らしい暮らしを実現しつつ子育てに取り組んでいける環境づくり、子どもの安全を守るための対策など、子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境を整備します。

【 具体的な方向性 】

- (1) 男女が協働して子育てに取り組んでいける環境づくり
 - (2) 子どもの安全を守るための環境の整備
 - (3) 子育てにやさしいまちづくりの推進
-

V 施策の体系



具体的な方向性

- (1) お母さんと子どもの健康づくり
- (2) すべての子育て家庭が利用できる子育て支援サービスの充実
- (3) 保育園等の保育サービス・幼稚園の充実
- (4) 利用者の視点に立った情報の発信
- (5) 子育て家庭への経済的な支援

- (1) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会づくり
- (2) 子どもの生きる力の育成にむけた教育環境の整備
- (3) 子どもの心とからだの健康づくり

- (1) 親同士のつながりと子育て力を育む場・機会づくり
- (2) 地域の子育て力の育成と協働
- (3) 子育て・子育て支援ネットワークの構築

- (1) ひとり親家庭の自立支援
- (2) 障害のある子どもの発達と成長支援
- (3) 虐待の防止及び虐待を受けた子どもとその家庭への支援
- (4) 不登校、非行等の問題を抱える子どもとその家庭への支援

- (1) 男女が協働して子育てに取り組んでいける環境づくり
- (2) 子どもの安全を守るための環境の整備
- (3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

VI 10年後の目標

本計画を推進することによりめざす10年後の姿は、少子化に歯止めがかかり、墨田区が子どもの笑顔があふれるまちになっていることです。

そこで、墨田区においては、本行動計画の事業を区民、関係機関、区が協働で実施することにより、18歳未満の子ども人口を、平成26年度までの10年間で約1割増加させることを目標とします。

子どもの笑顔があふれるまちに…18歳未満の子ども人口を増やします
30,102人(H16.4.1) を 33,000人(H26.4.1) に

18歳未満の子ども人口が、平成26年4月には33,000人以上となるよう、あらゆる英知を集結し、全区をあげて計画を推進していきます。

Ⅶ 重点的に取り組む施策

子育て支援サービスの充実と 保育園の待機児の解消

すべての子育て家庭が利用できる、子育て支援サービスの充実を図り、保護者が地域でゆとりをもって楽しく子育てができるよう、支援していきます。

公民協働により保育園を整備し、多様な保育ニーズに応えていくとともに、保育園、幼稚園が連携・協働して就学前の保育・教育環境の整備を進め、保育園の待機児ゼロをめざします。

未来のすみだを担う 子どもの育つ力の育成

子どもの豊かな育ちを育む場、将来家庭を築き、親となっていくための学びの場や機会の確保とプログラムの充実を図ります。

子どもの虐待の防止・再発防止対策、ひきこもりや不登校、少年非行等の問題への対策を強化し、子どもが心身ともに健やかに成長し、社会的に自立していくことができるよう、きめ細かな支援を展開していきます。

地域をつなぐ子育て・子育て 支援ネットワークの構築

下町すみだに根付く、困った時は“お互い様”という助けあいの精神や人情、人と人とのつながりを育て、区民、関係機関、区が協働して、子育て・子育てを支援していきます。

子育てに関する施策を総合的に行う子育て支援総合センターを整備し、機能の充実を図ります。

VIII 施策の展開

1. すべての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てできるよう、サービスを充実します

方向性(1) お母さんと子どもの健康づくり

- 妊産婦や乳幼児に対する各種母子保健事業の充実を図ります。乳児健康診査時には母親の精神面に焦点をあてた個別・心理相談を実施するなど、親の育児不安の軽減・解消にむけた支援を、積極的に展開していきます。
- 妊娠中から食に関する情報提供や知識の普及を進め、子どもが望ましい食習慣を身につけることができるよう支援していきます。
- 安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの基盤として、小児医療体制の充実に努めます。一方で、健康診断等の機会を活用して、病気・けが時の対応や病院へのかかり方に関するアドバイス等を行います。

事業計画

- 1 母子健康手帳の交付
 - 2 妊婦・産婦健康診査
 - 3 新生児訪問指導
 - 4 乳児健康診査
 - 5 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査
 - 6 育児相談・出張育児相談
 - 7 アレルギー健診・教室
 - 8 歯科衛生相談
 - 9 子どもの事故防止のための啓発活動の推進
 - 10 妊産婦の食育の推進
 - 11 乳幼児の食育の推進
 - 12 小児医療体制の充実・確保
 - 13 ぜん息児のための環境保健事業(機能訓練事業)
-

方向性(2)

すべての子育て家庭が利用できる子育て支援サービスの充実

- 専業主婦など自宅等で子育てをしている家庭、ひとり親家庭を含めた、すべての子育て家庭が利用できる、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- 子育てひろばなど、親子がふれあい・関わりあうことの楽しさを感じられる場、親同士が気軽に集まって交流する中で、情報交換や子育てに関する不安や悩みを共有したり、アドバイスや相談も受けられる場を、地域に整備していきます。

事業計画

- 14 児童養育家庭ホームヘルプサービス **重点**
- 15 緊急一時保育 **重点**
- 16 短期保育(ショートナースリー)
- 17 一時保育 **重点**
- 18 訪問型一時保育 ★ **重点**
- 19 育児支援家庭訪問
- 20 ショートステイ
- 21 トワイライトステイ ★ **重点**
- 22 訪問型病後児保育 ★ **重点**
- 23 施設型病後児保育 ★ **重点**
- 24 ファミリー・サポート・センター
- 25 子育てひろば **重点**
- 26 つどいの広場・子育て広場
- 27 幼児の時間
- 28 すずかけ講座「子育てママの、わたしの時間～おしゃべりルーム」
- 29 子育て出前相談
- 30 未就園児への開放広場
- 31 おひぎでえほん(ブックスタート)

★:17年度以降の新規事業、重点:重点事業

方向性(3)

保育園等の保育サービス・幼稚園の充実

- 保育園の待機児童の解消にむけて計画的な保育施設の整備を進め、特に待機児童が集中している1・2歳児の定員拡大を図ります。保育施設の整備にあたっては、多様なニーズへの柔軟な対応を図るという点から、公民協働を推進していきます。
- 保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育、休日保育の実施園を拡大するとともに、必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスである、特定保育事業を新たに創設します。
- 地域の乳幼児が保護者の就労状況等にかかわらず、希望に応じて教育・保育を受けることができる環境づくりをめざし、両施設を一体化した総合施設のあり方の検討等を進め、よりよい保育・教育環境を整備していきます。

事業計画

- 32 認可保育園の整備 **重点**
- 33 認可保育園の民営化 **重点**
- 34 認証保育所の整備誘導 **重点**
- 35 家庭福祉員(保育ママ)制度
- 36 保育園入所事前予約制度
- 37 延長保育 **重点**
- 38 夜間延長保育 **重点**
- 39 休日保育 **重点**
- 40 特定保育 ★ **重点**
- 41 幼稚園のあずかり保育
- 42 幼稚園と保育園の総合施設
- 43 保育園等の第三者評価
- 44 保育園保育料等の見直し検討

★:17年度以降の新規事業、重点:重点事業

方向性(4) 利用者の視点に立った情報の発信

- 地域の子育てに関わる様々な情報が子育て家庭に届くよう、引き続き区報等を活用した情報提供の充実を図ります。
- 区の「保育園・子育て支援ホームページ」の内容の充実とPRに努めます。また、子育てをするうえで参考となる情報をまとめたガイドブックの作成や、ITを活用した子育て支援情報の提供など、新たな情報発信のしくみづくりを進めていきます。
- 情報を発信するだけでなく、利用者の意見や要望を把握し、サービスの質の向上や情報発信のあり方などにつなげていくためのしくみづくりも進めていきます。

事業計画

- 45 区報による情報提供
- 46 子育て支援情報の提供
- 47 保育園・子育て支援ホームページの内容の充実とPR
- 48 子育て支援ガイドブックの作成・配布、
ITを活用した子育て支援情報の提供 ★
- 49 子育て応援冊子の配布

★:17年度以降の新規事業

方向性(5) 子育て家庭への経済的な支援

- 子育て家庭の経済的な負担を軽減し、生活の安定を図るため、各種の手当の支給、医療費の助成等を継続して実施します。

事業計画

- 50 児童に関する各種手当の支給
 - 51 私立幼稚園等園児の保護者への助成
 - 52 区立幼稚園園児の保護者への助成
 - 53 乳幼児医療費助成制度
 - 54 ひとり親家庭等医療費助成制度
 - 55 未熟児養育医療
 - 56 育成医療及び療養給付事業
-

2. 子どもたちをたくましく心豊かに育てます

方向性(1) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会づくり

- 児童館のサービスの向上と弾力的な事業運営を図るため、計画的に民営化し、日曜・休日開館の実施、夜7時までの開館時間の延長等を進めます。また、中高生の居場所づくりや幅広い年代間の交流、ボランティア活動体験などの充実を図り、遊びや様々な体験を通じて、子どもの自主性や社会性、創造性を育てていきます。
- 働きながら小学生を育てている保護者等のニーズに対応し、学童クラブの拡充を図ります。一方で、休日の子どもの居場所づくりについて、地域ボランティアの活用等も含めた検討を行うとともに、学校を核とした遊び場づくり、スポーツ活動の振興を推進します。
- 子どもたちがのびのびと遊ぶことのできる遊び場の整備・充実を図るとともに、多様な自然体験・交流活動の場・機会づくりを進めます。
- 中学生、高校生等、次代の親となる子どもたちが、子どもを生み育てることの意義や大切さを理解し、自立して家庭を築いていけるよう、職業体験や保育体験などの体験学習を推進していきます。

事業計画

- 57 フレンドリー計画の推進 **重点**
- 58 児童館－中高生の居場所づくり **重点**
- 59 児童館－異年齢集団活動支援 **重点**
- 60 児童館－ボランティア活動体験 **重点**
- 61 コミュニティ会館事業
- 62 学童クラブ
- 63 学校の校庭開放
- 64 総合型地域スポーツクラブの設立支援
- 65 わんぱく天国
- 66 公園再整備の計画的推進
- 67 地域体験活動支援事業
- 68 小学生の農村生活体験事業
- 69 自然・農業・経済・交流の循環型体験教室(Do School)
- 70 科学教室
- 71 サブ・リーダー講習会
- 72 ジュニア・リーダー研修会
- 73 少年団体の育成
- 74 中学生の職業体験・保育体験学習

重点:重点事業

方向性(2)

子どもの生きる力の育成にむけた教育環境の整備

- 学校においては、基礎基本の徹底、学ぼうとする意欲の重視、問題解決能力の育成、学び方の習得等の育成・伸長に力を入れていきます。また、子ども一人ひとりの個性に応じた教育をめざすとともに、特色のある学校づくりにむけた授業や課外活動等の創意工夫など、様々な取り組みを行っていきます。
- 児童・生徒数の減少に対応して、区立小・中学校の適正配置を進めます。また、子どもや保護者が学校の特色や取り組みを評価して学校を自由に選ぶことができるよう、今後とも学校選択制度を推進します。
- 全学校に学校運営協議会を設置・運営し、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、開かれた学校づくりを一層推進していきます。

事業計画

- 75 特色ある学校づくり
 - 76 道徳教育の推進
 - 77 体験的な活動を取り入れた学習の展開
 - 78 人権尊重教育
 - 79 国際理解教育の推進
 - 80 情報教育の推進
 - 81 開発的学力向上プロジェクト
 - 82 区立学校の適正配置
 - 83 学校選択制度
 - 84 学校年二学期制の導入
 - 85 学校運営協議会の設置と運営
 - 86 学校における地域人材の活用
-

方向性(3)

子どもの心とからだの健康づくり

- 学齢期・思春期に特有な不安や悩みなどに対する相談の充実を図るとともに、年代に応じた性教育や、喫煙、飲酒、薬物乱用等の健康を阻害する行動に関する対策を推進し、子どもの心とからだ両面の健康づくりを進めます。

事業計画

- 87 子どもの年代に応じた食育の推進
 - 88 思春期相談
 - 89 エイズ及び性感染症等に関する性教育
 - 90 喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策
-

3. 地域ぐるみで子育てを見守り・協力しあいます

方向性(1) 親同士のつながりと子育て力を育む場・機会づくり

- 親が喜びと自信をもって子育てをしていくことができるよう、仲間づくりのきっかけとなる場・機会を提供して親同士の交流を促進し、地域で孤立することのないよう、働きかけていきます。
- 親や家庭の子育て力・教育力の育成・向上にむけたプログラムの充実と学習の場の提供を図り、父親・母親が親として成長していくことができるよう支援していきます。父親むけのプログラムについても充実し、父親の子育て参加の促進を図ります。また、親子が集まる場で、同様のプログラムを提供できるしくみづくりを進め、関係機関が連携・協力してプログラムを展開していきます。

事業計画

- 91 母親学級・パパのための育児学級
 - 92 2か月児学級・育児学級
 - 93 保育士が実施する子育て講座
 - 94 子育て講演会
 - 95 子育てひろば(再掲) **重点**
 - 96 両親大学
 - 97 毎月25日は「すみだ 家庭の日」
-

重点:重点事業

方向性(2) 地域の子育て力の育成と協働

- 子育て経験豊かな区民を子育てサポーターとして育成したり、地域の空き店舗等の遊休施設を子育て支援の場とし、区民と区との協働により一時保育、子育て相談事業等の実施や世代間の交流の促進を図るなど、区民の子育てへの関心や、何らかの形で協力したいと考えている意識を、実際の活動につなげていくしくみづくりを進めます。
- 地域の子育て支援・青少年育成団体、NPOやボランティアグループ等が展開している様々な活動を支援していきます。また、これらの地域活動団体・グループ間の有機的な連携を推進し、子どもや子育て家庭を支える地域の活動を活発化させるとともに、区との協働の体制づくりの強化を図ります。

事業計画

- 98 子育てサポーターの育成 ★ 重点
- 99 高齢者と園児のふれあい給食
- 100 高齢者団体活動の支援 重点
- 101 いきいきプラザにおける交流事業 重点
- 102 子育てグループの育成 重点
- 103 地域の空き店舗等を活用した子育て支援事業 ★ 重点
- 104 青少年委員活動
- 105 青少年育成委員会活動の支援
- 106 NPO・ボランティア活動等地域活動の支援 重点
- 107 地域の子育て支援・青少年育成団体の連携 重点

★:17年度以降の新規事業、重点:重点事業

方向性(3) 子育て・子育て支援ネットワークの構築

- 身近な地域で子育てに関する様々な悩みや不安に関する相談に応じ、必要に応じて支援につなげる、地域の相談体制を整備します。
- 子育て支援に関する施策を総合的に行う子育て支援総合センターを整備します。子育て支援総合センターは、在宅での子育て支援の拠点として、子育てに関する相談への対応、病後児保育や子育てひろばの実施、地域の子育てグループへの支援などを行います。また、関係機関との連携のもと、子育て支援総合コーディネート機能を果たします。さらに、東京都における先駆型子ども家庭支援センターとして、虐待防止にむけた見守りサポート、虐待防止支援訪問等を行います。
- 青少年期においても、多様な支援活動を効果的・効率的に進めていくことができるよう、青少年の育成を支援する各種機関・団体間の連携のもと、青少年の育成を支援する地域ネットワークづくりを進めていきます。

事業計画

- 108 乳幼児子育て相談
- 109 子育て相談センター事業
- 110 子育て支援総合センターの整備 ★ 重点
- 111 子育て支援総合コーディネート ★ 重点
- 112 子どもを守るためのネットワークの推進、
要保護児童対策地域協議会の設置 重点

★:17年度以降の新規事業、重点:重点事業

4. 個別の支援が必要な子どもとその家庭をきめ細かくサポートします

方向性(1) ひとり親家庭の自立支援

- ひとり親家庭の生活面及び就業面等に関する様々な悩みに関する相談を受け、情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な支援につなぐ相談機能の充実を図ります。
- ひとり親家庭が地域で安心して子育てを行うことができるよう、また、就業や求職活動、就業にむけた職業訓練を充分に行うことができるよう、保育園への優先入所を推進するとともに、多様な子育て支援サービス・保育サービスを充実していきます。
- 母子家庭の母が安定した収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、就職するために必要な知識や技能の習得、資格等の取得に必要な資金の貸付・支給を行います。また、経済的な負担を軽減するための資金貸付事業、手当の支給、医療費の助成等を実施します。

事業計画

- 113 母子相談・女性相談・家庭相談
 - 114 女性のためのカウンセリング & DV相談
 - 115 東京都母子福祉資金(技能習得資金)の貸付
 - 116 母子家庭自立支援給付金事業
 - 117 母子福祉応急小口資金貸付事業
 - 118 児童扶養手当等の支給(再掲)
 - 119 ひとり親家庭等医療費助成制度(再掲)
 - 120 母子緊急一時保護事業
 - 121 母子生活支援施設
 - 122 母子生活ホームにおける保育機能の付加
-

方向性(2)

障害のある子どもの発達と成長支援

- 新生児訪問指導や乳児健康診査等の機会を通じて、障害の早期発見・早期対応に努めます。また、すみだ福祉保健センター内にある心身障害児の療育施設「みつばち園」を中心とした療育指導体制を整備し、保護者が抱える不安や生活課題へのケアなど、家族も含めた支援を推進していきます。
- 障害のある子どももいない子どもも、ともに学び、成長していける地域づくりをめざし、保育園・幼稚園、学童クラブへの障害児の受け入れを推進します。学校教育に関しては、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うという視点から、従来の心身障害教育の対象の障害に加えて、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒を支援するための、学校及び地域における教育推進体制の整備を進めます。

事業計画

- 123 乳幼児経過観察
 - 124 心身障害児(者)歯科相談
 - 125 療育・訓練事業
 - 126 保育園における障害児保育
 - 127 幼稚園における障害児教育
 - 128 就学相談
 - 129 心身障害学級運営
 - 130 特別支援教育への対応
 - 131 障害のある児童・生徒との交流
 - 132 学童クラブへの障害児の受け入れ
-

方向性(3)

虐待の防止及び虐待を受けた子どもとその家庭への支援

- 虐待の発生を未然に防止するため、新生児訪問指導や乳児健康診査、育児相談の機能の充実を図り、孤立している、育児不安を抱えているなど、支援を必要とする家庭への積極的なアプローチを展開していきます。
- 保育園・幼稚園や小・中学校の現場職員、地域の民生委員・児童委員や青少年委員、区、保健所、保健センター、児童相談所、警察等の関係機関による子どもを守るためのネットワークの推進を図り、これらの機関の連携・協力体制のもと、虐待に関する相談体制や虐待防止にむけた活動、早期発見・早期対応体制を整備します。
- 新たに整備する子育て支援総合センターに虐待防止・再発防止機能を位置づけ、児童相談所等との連携のもと、虐待が生じた家庭等に対する見守りサポート、虐待を未然に防止するための虐待防止支援訪問等の取り組みを進めていきます。

事業計画

- 133 新生児訪問指導(再掲)
- 134 育児相談・出張育児相談(再掲)
- 135 子どもを守るためのネットワークの推進、
要保護児童対策地域協議会の設置(再掲) **重点**
- 136 区民むけ啓発パンフレット及び虐待防止マニュアルの配布
- 137 子育て支援総合センターを中心とした
虐待防止・再発防止体制の整備 **★ 重点**

★:17年度以降の新規事業、重点:重点事業

方向性(4)

不登校、非行等の問題を抱える子どもとその家庭への支援

- 地域の児童館を活用して中高生の居場所づくりを進め、子どもの健全な育成を図るとともに、PTAや青少年育成団体等と連携して、地域環境の浄化活動、非行防止対策活動などを推進していきます。
- 子ども自身の不安や悩みに関する学校内外の相談体制を整備するとともに、すみだスクールサポートセンターの機能の充実を図り、ひきこもりや不登校などの児童・生徒に対するきめ細かな支援体制を整備します。また、関係機関によるサポートチームの組織化と連携体制の構築、学校復帰や立ち直り支援のためのプログラムの開発など、地域ぐるみの支援システムの整備にむけた検討を進めます。

事業計画

- 138 児童館—中高生の居場所づくり(再掲) **重点**
- 139 青少年育成委員会活動の支援(再掲)
- 140 教育相談事業
- 141 スクールカウンセラーの配置 **重点**
- 142 スクールサポート事業 **重点**
- 143 ステップ学級

重点:重点事業

5. 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境をととのえます

方向性(1) 男女が協働して子育てに取り組んでいける環境づくり

- 男性が仕事一辺倒に偏りがちな価値観を改め、男女が協力して子育てに取り組み、その喜びを分かちあうことができるよう、講座の開催等あらゆる機会を通じて、男性の子育て参加の促進を図るための取り組みを推進していきます。
- 育児休業制度等の取得促進のための啓発を進めるとともに、職場の事業主、上司や同僚が、仕事と子育てを両立しようとする家庭に理解を示し、協力していくよう、意識の改革を図るための広報・情報提供等を進めていきます。

事業計画

- 144 男性の育児参加にむけた意識啓発
 - 145 すずかけサロン オットマン倶楽部
 - 146 女性リーダー養成事業 すずかけ大学
 - 147 男女の機会均等の確保や待遇の改善にむけた啓発
 - 148 育児休業制度の取得促進にむけた啓発
 - 149 働く女性のための支援事業
 - 150 再就職支援のための事業
-

方向性(2) 子どもの安全を守るための環境の整備

- 子どもの交通の安全を確保するため、交通安全教育の充実を図るとともに、安全性の確保という視点から通学路の点検を行い、安全（実地）指導を強化していきます。
- 区内の学校や保育園、児童館、コミュニティ会館等について、子どもの安全に配慮した整備を進めます。また、すみだ子どもの110番、地域防犯対策などの地域の取り組みの一層の充実を図り、学校、PTA、地域、警察をはじめとする関係機関の連携・協力のもと、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るための取り組みを推進していきます。

事業計画

- 151 交通安全教室
 - 152 スクールゾーン育成事業
 - 153 セーフティ教室
 - 154 防犯ブザーの貸与
 - 155 緊急通報装置等の防犯設備の整備
 - 156 すみだこどもの 110 番
 - 157 地域防犯対策
-

方向性(3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

- 区内に供給される集合住宅のうち、特に子育てに配慮したものをすみだ子育て支援マンションとして認定することにより、子育てしやすい住環境を整備し、ファミリー世帯の定住促進を図ります。
- 妊産婦やベビーカーを押している人、親子連れ等が安心して外出できるよう、道路や交通機関、公共施設等のバリアフリー化を促進するなど、子育て家庭に配慮したまちづくりを進めます。

事業計画

- 158 すみだ子育て支援マンション認定・整備補助事業
 - 159 放置自転車対策
 - 160 道路バリアフリー事業
 - 161 公園出入口バリアフリー事業
 - 162 交通バリアフリー事業
 - 163 区庁舎、公共施設への子育て者むけトイレ等の整備
-

Ⅹ 計画の推進にむけて

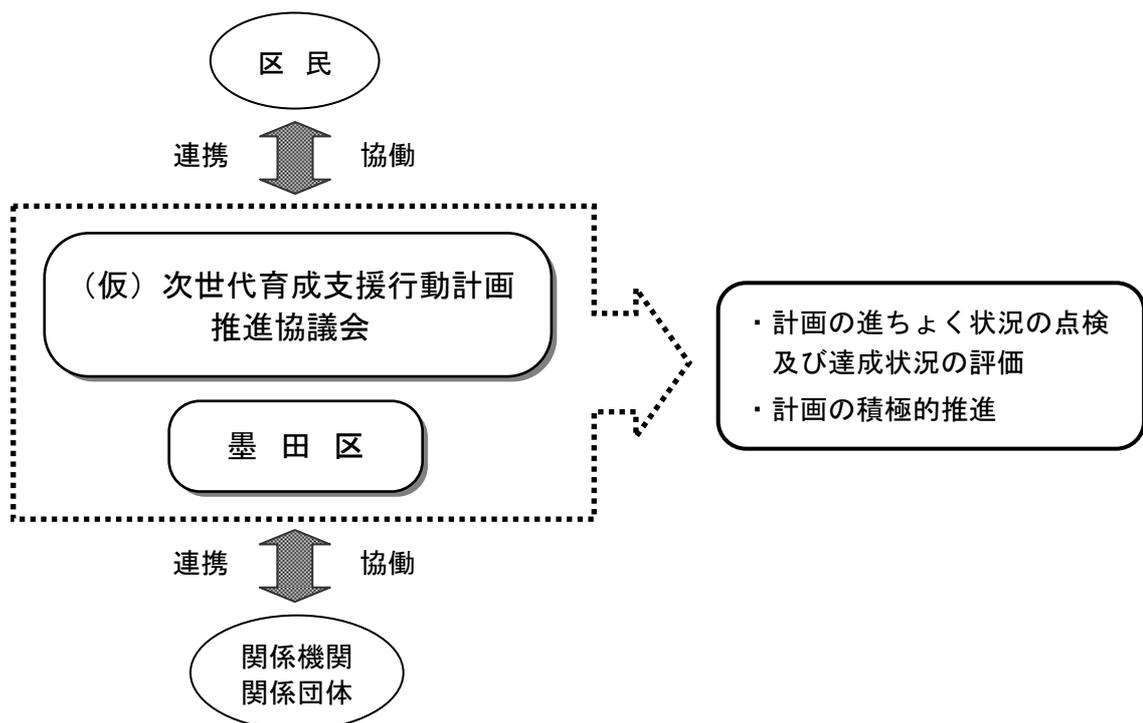
1. 計画の点検・評価と推進体制

計画に掲げた基本理念及び5つの宣言に基づき、計画の確実な推進を図るため、「(仮)墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」を設置します。本協議会においては、各年度ごとに計画の進ちょく状況の点検及び達成状況の評価を行い、結果を広く公開していきます。また、社会情勢等に大きな変化が生じた時などは、計画の期間にかかわらず、随時、施策の見直しや改善を行えるよう、実効性のある組織体制を確保していきます。

2. 関係機関との連携の強化

次世代育成を支援するための施策は、多岐の分野にわたることから、庁内の連携体制を整備し、全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

また、「(仮)墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」の活動のひとつとして、地域でミニ集会を開催するなど、子ども自身の声を聞いたり、子育てや子育てに関して広く区民が語り合う機会、課題の解決にむけた話し合いをする機会を設けていきます。このような活動を通じて、計画の周知や区民一人ひとりの意識の喚起を図るとともに、区と地域の関係機関や子育て支援・青少年育成団体、住民との対話・連携・協働を進めながら、地域に密着した取り組みを積極的に展開していきます。



すみだ子育て・子育て応援宣言
－墨田区次世代育成支援行動計画－
（概要版）

平成 17 年 3 月

発行 墨田区福祉保健部厚生・児童課
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
TEL : 03-5608-6151 (直通)
FAX : 03-5608-6403
Eメール : kouseijidou@city.sumida.lg.jp
